

令和6年度

岐阜県屋外広告物審議会

議事録

と き：令和6年5月20日（月）午前10時00分

ところ：岐阜県庁 議会棟3階大会議室

【事務局】

ただいまより岐阜県屋外広告物審議会を開催します。都市政策課長の渡辺です。

委員の皆様方には、お忙しいところお集まりいただき、ありがとうございます。

本日、畑中委員は、急なご事情により、お子様同伴で審議会に御参加いただくことになりました。御理解願います。

審議の前に、お手元の資料を確認します。本審議会は、ペーパーレスで開催しますので、資料はお手元のタブレット端末でご覧ください。

まず始めに、本審議会の委員の任期は2年であり、昨年12月1日に改選しました。

お手元の資料1の委員名簿をご覧ください。開催自体が、平成30年度以来6年ぶりですので、お1人ずつお名前を紹介いたします。

学識経験者の委員は、伊藤議員、鶴田委員、畑中委員、船橋委員の4名です。平田委員、水野委員は本日欠席です。県議会議員からは、安井委員。関係行政職員からは、岐阜県警察本部の長良委員、岐阜市の山田委員。屋外広告業の代表として、和田委員の10名です。

また、本日は委員10名中8名のご出席をいただき、岐阜県屋外広告物条例施行規則第34条第2項に規定する定足数に達していることを報告します。

さて、本審議会会長については、学識経験者として任命された委員の中から選出することとされていますが、この度、学識経験者である委員の改選がありましたので、改めて会長を選任します。

会長選任までの間、都市建築部長が進行したいと考えますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

それでは、会長選任までの間は、都市建築部長が進行します。

今のところ、傍聴者はいないということですが、会議途中で傍聴希望者があった場合も、傍聴を認めることとします。

それでは、議事に先立ち、藤井都市建築部長から御挨拶申し上げます。

【都市建築部長】

都市建築部長の藤井です。

本日はお忙しい中、岐阜県屋外広告物審議会に御出席を賜り、誠にありがとうございます。

また委員の皆様方におかれましては、日頃から都市建築行政につきまして、多大なるご支援いただいておりますこと、心より感謝申し上げます。

それでは、議案の審議の前に、会長の選出に入ります。

会長の選任については、岐阜県屋外広告物条例施行規則第32条第2項の規定により、会長は

学識経験者として任命された委員のうちから、委員の選挙によってこれを定めることとなっておりますが、立候補者、又はご推薦も含めてお諮りします。

立候補される方、又は推薦者はいますか。

立候補される方あるいは推薦もないので、事務局から推薦をしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

それでは事務局から推薦をお願いします。

【事務局】

それでは事務局から推薦します。

都市計画及び建築の分野の専門家であり、それぞれの知識に造詣が深い鶴田委員を推薦します。

【都市建築部長】

事務局からは鶴田委員を推薦するということです。そのことについてお諮りします。

鶴田委員を会長に選任してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

それでは鶴田委員を会長に選任します。

それでは鶴田委員、会長席に移動いただき、議事の進行をお願いします。

【鶴田会長】

岐阜高専の鶴田です。

ただいま、会長職を拝命することになりました。よろしくをお願いします。

議案に入る前に、会長代理の選任を行います。岐阜県屋外広告物条例施行規則第33条第2項の規定により、会長代理については会長が指名することとなっております。会長代理には、畑中委員を指名します。

本日の審議会の議事録署名者の指名について、会長に一任いただけますか。

(「異議なし」の声あり。)

それでは、本日の議事録署名者は、伊藤委員と安井委員をお願いします。

それでは審議に入ります。

議第1号「岐阜県屋外広告物条例の一部改正について」を議題とします。まずは事務局から説明をお願いします。

【事務局】

都市政策課技術総括監の窪田です。

議第1号「岐阜県屋外広告物条例の一部改正」について説明します。資料はお手元の議案書1-3から1-4です。

岐阜県屋外広告物条例は、良好な景観の形成と風致の維持、公衆に対する危害防止を目的とし、屋外広告物の表示、掲出物件の設置、維持及び屋外広告業について基準を定めています。

今回の条例改正の経緯ですが、平成27年2月、北海道札幌市で、15メートルの高さから屋外広告物が落下し、歩行者が負傷する事故が発生しました。

これは屋外広告物を緊結する部分が腐食し、強度低下が起こり、その時の強風により落下したと考えられています。この事故を受け、国は、平成28年4月、屋外広告物の安全性の確保のため、適切に点検を行うことを、屋外広告物条例ガイドラインによって明確化しました。

岐阜県は、このガイドラインの改正を受け、平成29年2月、岐阜県屋外広告物条例施行規則の点検規定の改正について、当審議会に諮問しました。

平成29年4月に屋外広告物条例施行規則を一部改正し、屋外広告物の許可期間の更新の際、有資格者が点検を行い、その点検報告書を提出することとしました。この当時は点検制度が始まったばかりで、屋外広告物点検技能講習修了者などの有資格者が少なかったため、有資格者確保の観点から、8つの資格要件を規定しました。

この改正から7年経過し、屋外広告物点検技能講習修了者など、有資格者が大幅に増加し、点検に関して高度な技術力と知識を有した技術者による点検が可能となりました。そのため、点検者の資格要件の強化による、屋外広告物の維持管理の徹底により、安全性の向上を図る方針です。

資格要件の強化に伴い、管理義務、点検義務、除却義務など、国の屋外広告物条例ガイドラインを踏まえ、条例改正を行いたいと考えています。

条例改正の内容について説明します。まずは、管理義務の厳格化のうち、管理義務です。

現行条例では、管理を努力義務としていますが、改正により、管理を義務とするものです。

平成29年度の施行規則改正による点検規定は、屋外広告物関係者に広く浸透し、点検など、維持管理が適切に行われているところですが、管理の義務を条例で規定することは必要と考えています。

次は、管理義務のある者の追加です。現行条例では、管理義務のある者は、表示者、設置者、管理者の3者ですが、改正により、所有者と占有者を追加するものです。これは、屋外広告物の表示、維持管理等において、関係者が多様なケースが想定され、それらの事象に対応するため、

所有者、占有者を追加するものです。

次は、点検義務の明文化です。

点検義務について、現行条例では条文はなく施行規則での規定のため、改正により、条例で規定します。点検報告書の提出についても、条文がなく施行規則の規定のため、改正により、条例で規定します。

平成29年度に改正された施行規則により、屋外広告物関係者は、許可期間の更新時に資格者による点検を行い、点検報告書を提出しているところですが、条例による点検義務の明文化が必要と考えています。

次に、点検者の資格要件の強化です。

点検者の資格要件についても、現行条例では条文はなく、施行規則の規定のため、改正により、条例で規定します。資格者はガイドラインを踏まえ、屋外広告士を条例本文に、その他の資格を施行規則で規定します。

続いて、資格要件の強化です。

現行条例では8つの資格要件を、改正により、屋外広告士、屋外広告物点検技能講習修了者、技能検定合格者1級の3つの要件に限定することにより、強化します。資格要件は、冒頭で説明したとおり、平成29年度の点検制度の開始時は、有資格者確保の観点から、8つの資格要件を規定しました。

資格要件のうち、屋外広告士、屋外広告物点検技能講習修了者、技能検定合格者1級、この3つの資格は、屋外広告物に関する実務経験を有し、高い技術力と知識を兼ね揃えた技術者です。

点検制度の開始から7年経過し、屋外広告士、屋外広告物点検技能講習修了者、技能検定合格者1級の資格者が大幅に増加し、現在、県内には、376名の技術者が在籍しており、高度な技術力と知識を有した技術者による点検が可能となりました。

屋外広告物は、全国的にはほぼ毎年落下事故が発生しており、落下原因は、部材の劣化や、部材の劣化と強風によるものが複数確認されています。落下原因の1つである部材の劣化は、屋外広告物の構造や点検などにおける技術力の知識を有した技術者による、維持管理の徹底により対策が可能と考えています。また、県内の屋外広告物の許可申請件数から、屋外広告物の点検は、1日約70件程度と推定しており、3資格者は5倍以上の、376名が在籍していることから、点検は3資格者により十分に可能と考えます。

以上を踏まえ、屋外広告物の安全性の向上の観点から、点検者の資格要件の強化については、条例及び規則で規定することが、適当と考えます。

次に、除却義務の強化です。

現行条例では、許可を受けたものを対象としていますが、改正により、すべての広告物を対象とします。これにより、すべての屋外広告物に対して、維持管理不全への対応が可能です。なお、除却義務は罰則規定の対象のため、検察庁協議を行う予定です。

次は、所要の規定の改正のうち、公示の方法のデジタル化です。

岐阜県は、デジタルトランスフォーメーションの取組みを進めていることから、屋外広告物条例の公示の方法について、県公報又は新聞紙に掲載するとの規定を、改正により、ホームページ等に掲載するという規定にします。

続いて、用語の修正です。

これは、現行条例の用語を、改正により、国の屋外広告物条例ガイドラインの用語に合わせるものです。条例をわかりやすくするため、用語の修正を行います。

次は、条例施行規則の改正についてです。

条例改正に合わせて施行規則の一部を改正するものです。主な改正内容は、点検資格者を、屋外広告物点検技能講習修了者、技能検定合格者1級とする規定や点検報告書様式など、必要な事項について改正します。

最後に、今後のスケジュールを説明します。

本日の審議会で、議案が適当と認めていただければ、検察庁等の関係機関協議、県下42市町村説明会、パブリックコメントを実施したのち、12月の県議会において上程し、令和7年1月1日の公布を予定しています。

次に、経過措置の期間です。

点検者の資格要件は、令和9年4月1日の施行を予定しており、資格要件の強化は社会的影響が大きいと想定されることから、主に事業者への周知と対応期間を十分にとるため、許可更新期間を踏まえ、経過措置期間2年3ヶ月を設定しています。これにより、屋外広告物の許可更新時に、すべての事業者に対して周知することが可能です。また、事業者には点検資格の取得など、必要な対応を取ることが可能と考えています。

点検者の資格要件を除く規定については、令和8年1月1日の施行を予定しています。

これは、管理義務など社会的影響が想定されることから、事業者、県民等への周知期間を十分にとるため、経過措置期間を1年に設定しています。

議第1号の説明は以上です。

【鶴田会長】

ただいまの事務局の説明につきまして、質問や意見をお願いします。

【鶴田会長】

資格要件の強化を行うと資格者の人数が従前より減ってしまうことは、社会的影響が大きいため、施行期間を他の改正項目より1年先に延ばすということ、また、資格者の人数は、資格要件の強化を行っても400人弱の技術者が在籍していることから、十分対応が行えるとの説明です。点検は、現場を見に行くことになるのですが、従前より有資格者の人数が少なくなることで、業

者の点検への迅速な対応は、今と同じように対応できるということによろしいでしょうか、教えてください。

【事務局】

従来から点検は、点検資格を有した者と、足場の設置などサポートする者などが複数名でパーティを組んで行うため、従前どおりの対応ができると考えています。

また、屋外広告物の点検は、大きなものでも、1時間から2時間程度で点検が行えるため、十分な対応ができると考えています。

【船橋委員】

屋外広告物というと、野立広告物のような小さなものも入ると思います。

危険で見直し対象に該当するのが、突出広告物のような建物についての屋外広告物の印象が強いのですが、どこまでその対象になるのか教えてください。

【事務局】

今回の点検資格要件の強化の対象となるのは、野立広告物、突出広告物、壁面広告物や、電柱等への広告物です。

簡易な貼り紙やアドバルーンなどは、従前より有資格者の点検から除外されていますので、今回の強化の対象ではありません。

【船橋委員】

野立広告物でも、20m²を超えるような大きなものから、10m²以下の小さなものまであります。

小さなものも点検資格要件を強化するのか、教えてください。

【事務局】

許可が必要な屋外広告物についての点検の資格要件の強化ですので、許可の必要のない小さな屋外広告物は、資格要件の強化の対象にはなりません。

【鶴田会長】

具体的な規模を教えてください。

【事務局】

例えば、自己の事業所等の建物やその敷地に、自己の氏名や名称、事業内容などを表示する自家

広告物については、1事業所当たり10㎡以下の場合、許可を必要としません。

また、表示面積が2㎡以下の管理用広告物、例えば駐車場の誘導案内表示等も許可を必要としません。

【伊藤委員】

現場で働いている方には、今までとは全く違った対応が必要になってくるので、やはり周知というものは大事ではないかと思います。

先ほど説明があったように、関係機関の協議と市町村説明会を行うということですが、周知方法などについて教えてください。

【事務局】

点検制度としては、現状も適切に運用されており、点検制度の根拠を規則から条例に移行することに関しては、あまり大きな問題はないと考えています。

大きく変わる事項は、点検資格の強化であり、点検の資格要件数が8から3に変更になることの周知がとても重要と考えています。そのため、登録してある事業者に対してきちんと広報を行い、許可更新時にも、登録業者に再度、条例強化について周知し、二重に対応します。あとはインターネット等でも広く、広報をしていくことで、事業者等に混乱がないよう対応します。

【和田委員】

看板業を営むには、屋外広告物の講習会を修了し、県への登録をしなければ、屋外広告業は営業できません。県は登録している業者に、条例改正についてリーフレット等でお知らせができると思います。

【太田代理委員】

今年6月から9月にかけての検察庁との罰則の協議ですが、どのような罰則を想定しているか教えてください。

【事務局】

許可を受けている屋外広告物への除却義務については、既に罰則規定が50万円以下の罰金で規定されており、それを許可が必要のない屋外広告物に対しても広げていきたいということです。

【太田代理委員】

許可が必要のない屋外広告物に対するものも含めて全てに適用するのか、教えてください。

【事務局】

今までは許可を受けていた屋外広告物だけだったものを、許可を受けてない全ての屋外広告物に広げるということです。

【和田委員】

それに付随して、今、岐阜県広告美術業協同組合として、●●市からの委託事業で調査事業を行っています。自家広告物に関して、許可を受けていない事業者などに許可申請を行うように依頼を10年以上やっています。

何回依頼してもなかなか許可申請を行わない事業者がいます。このような場合の対処方法について教えてください。

【鶴田会長】

本来であれば許可を出さなければいけない許可対象の屋外広告物であっても、許可申請を出されない事業者があるということですが、岐阜県のお考えをお示してください。

【事務局】

従来どおり、許可を取ってない事業者には、粘り強く許可申請を提出するように依頼することを考えています。

【和田委員】

10年間継続して行っていますが、依頼をしても事業者には断られるため、このような場合、罰則規定で何か対応が考えられないかと思いますが見解を教えてください。

【鶴田会長】

今の50万円の罰金というような罰則でなくても、例えば氏名公表、勧告などの指導もあると思いますが、見解を教えてください。

【事務局】

違反屋外広告物対策マニュアルがありますので、そのマニュアルに従って、対応は可能と考えていますが、条例の運用は、各市町村に権限移譲されていますので、そのような課題に対し、市町村の担当者と対応を検討して参ります。

【畑中委員】

私は、大学の生活デザイン環境学科（建築とビジュアルとファッション）に勤めていますが、大

学の学生や卒業生などが、屋外広告物に関して取得できる資格について教えてください。

屋外広告物に関する資格取得について、学生への教育助言について考えています。

【事務局】

屋外広告士、屋外広告物点検技能講習修了者、技能検定合格者1級の3資格は、屋外広告物の点検者に関する資格であり、実務経験を有していなければなりません。一方、技能検定合格者2級、3級は、ある所定の学業を修了しておれば、受験し資格を取得することができます。

点検者は、実務経験が必須になっていますので、屋外広告物の会社等に勤めて実務経験を積んだ後に、屋外広告士や技能検定1級の資格取得や、屋外広告物点検技能講習会を受講していただければ、点検資格要件を取得することが可能です。

【和田委員】

屋外広告士の受験資格要件は、最低3年間の実務経験が必要です。屋外広告物点検技能講習会も実務経験が3年以上ある者が講習会の対象者です。屋外広告士は、資格を1回取得したら更新手続き等はありませんが、屋外広告物点検技能講習の修了者は、講習会を5年に1度受講し更新手続きが必要です。

【山田委員】

1点目は、資格要件数が8から3になることで、3つの資格者数の合計約370名で、点検は十分行えるとの説明について、これで十分とされる根拠を教えてください。

対象となる許可対象の広告物の数を単純に人数で割るとのことですか。

2点目は、県全体を見られて、資格者の地域の偏在、具体的に資格者が少ない地域での点検について見解を教えてください。

【事務局】

まず、点検資格者数との関係ですが、岐阜県全体の屋外広告物の許可件数から、1日当たりの点検件数に換算した件数が、先ほどの1日当たり70件程度ということです。

資格者の地域の偏在については、そこまで細かいデータを持ち合わせておりませんが、地域という制約条件はないことから、岐阜県内であれば点検には行けると考えています。

また新たな課題等が出てきましたら、適切に対応したいと考えています。

【安井委員】

屋外の野立広告物、建物に附属するものも含めまして、所有者、占有者が確定できないとき、今の空き家問題ではないですが、いわゆる“空き看板”については、どのように対応するか教えてください。

ださい。

【事務局】

もし所有者や占有者がわからなくて、屋外広告物が危険な状況になっているような場合には、違反屋外広告物対策マニュアルに従って、所有者、占有者、表示者、設置者及び管理者を調査して、それでもわからなければ、最終的には代執行（略式代執行）という手続きがあります。

【鶴田会長】

今までの議論を通して1点確認します。許可対象外の規模の小さな屋外広告物は、点検報告の対象外ということですが、一方で、除却の義務化については、許可対象外も含めるということです。これは許可対象外のすごく規模の小さな屋外広告物についても、除却義務が発生するという事で間違いありませんか。教えてください。

【事務局】

間違いありません。管理義務は、全ての屋外広告物に適用されますので、除却も全ての屋外広告物に適用されます。

【鶴田会長】

小さいもので除却されない場合は罰則の対象となるということですか。

【事務局】

条例改正により、全ての屋外広告物が罰則の対象となります。

しかし、小さな簡易な屋外広告物の対処については、簡易除却に係るマニュアルがあり、昔電話ボックスなどに貼り紙が貼ってありましたが、このような小さな広告物は、簡易除却マニュアルに従って、権限移譲されている市町村の職員の方が、除却をしているのが現状です。

【船橋委員】

許可対象外等の基準について教えてください。

【事務局】

わかりやすく許可基準等を抜粋したものをホームページで公開しています。ここで許可申請が必要なものが掲載されており、例えば1事業者当たり合計10㎡以下のものについては、許可申請が不要です。

【鶴田会長】

それでは他に意見や質問がないようですので、採決に入ります。

議題1号について、原案どおり承認することについて、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議がないようですので、議第1号について原案のとおり承認することとします。

以上で本日の議案の審議が終了しましたので、知事に対する答申文についてお諮りします。

事務局から答申案の配付をお願いします。

(事務局より答申案を配布)

ただいま、事務局から答申案を配付しましたが、目を通していただきましたでしょうか。

(会長より答申案の読み上げ)

ただいまお配りした案は、本日御審議いただいた結果に基づき、原案を適当と認めるものです。知事に対する答申文について、案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議がないようですので、知事に対する答申についても、案のとおり決定させていただきます。

これをもちまして本日の議事はすべて終了しました。

ご協力ありがとうございました。

それでは以降の進行を事務局にお返しします。

【事務局】

御審議いただきまして、誠にありがとうございます。

これをもちまして、岐阜県屋外広告物審議会を閉会とさせていただきます。

議事録署名者

会 長

委 員

委 員